

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する 特定電気通信役務の基準料金指数の設定について

1. 背景

総務大臣は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 21 条第 1 項に基づき、利用者の利益に及ぼす影響が大きい特定電気通信役務に関する料金について、その種別ごとに能率的な経営の下における適正な原価及び物価その他の経済事情を考慮して、通常実現することができるものと認められる水準の料金を料金指数により設定し、その料金指数を基準料金指数として、その適用する日の 90 日前までに、当該特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に通知することとしている。

基準料金指数は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「規則」という。）第 19 条の 5 第 1 項に定める次式により算定することとし、同条第 2 項に基づき適用期間は毎年 10 月 1 日から 1 年間としている。

基準料金指数

＝ 前適用期間の基準料金指数 $\times$ (1 + 消費者物価指数変動率－生産性向上見込率＋外生的要因)

基準料金指数の算定に必要な生産性向上見込率（以下「X 値」という。）は、同条第 4 項に基づき 3 年ごとに現在の生産性に基づく将来の原価及び利潤並びに今後の生産性向上を見込んだ将来の原価及び利潤から算定することとしている。現在の X 値の有効期間は令和 3 年 9 月末までであることから、令和 3 年 10 月から令和 6 年 9 月末までの間で適用する次期 X 値を新たに算定する必要がある。

次期 X 値の算定に当たっては、総務省において令和 2 年 12 月から「上限価格方式の運用に関する研究会」（座長：辻正次 神戸国際大学学長）を計 4 回開催し、X 値の考え方について整理を行い、X 値＝0.1%を採用することとされた。

2. 設定内容

特定電気通信役務を提供する東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東日本・西日本」という。）に対して令和3年10月から適用する基準料金指数※1を以下のとおり設定することとしたい。

区分（バスケット）	R2. 10～R3. 9	R3. 10～R4. 9
音声伝送バスケット※2	95. 2	95. 1
加入者回線サブバスケット※3	102. 7	102. 6

※1・・・平成12年4月の料金水準を100とする。基準料金指数の算定に当たっては、消費者物価指数変動率：0%、生産性向上見込率（X値）：0.1%、外生的要因：なし、として算定している。

※2・・・規則第19条の4第1号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東日本・西日本が提供する加入電話・ISDNの基本料・通話料等、公衆電話の通話料等を指す。

※3・・・規則第19条の4第2号に定められる電気通信役務の種別。具体的には、NTT東日本・西日本が提供する加入電話・ISDNの基本料・施設設置負担金を指す。